

「ハロカルホリデーすみだ」 ハロカル参画パートナー規約

ハロカルホリデーすみだ運営事務局

1. 登録の取消

ハロカル参画パートナーが、次のいずれかの事由に該当するときは、運営事務局はハロカル参画パートナーに対し「登録取消通知書」をもって、直ちに登録を取り消すことができるものとします。なお、これにより運営事務局に損害が生じた場合、ハロカル参画パートナーは当該損害を賠償しなければなりません。

(1) 取消事由

- ①登録申請（添付した文書等を含む。）の記載事項または教室情報の変更申請時の記載事項について、偽って記載したことが判明したとき
- ②ハロカル参画パートナー募集要項「2（1）登録の条件」に定める事項を満たさなくなったとき
- ③政治教育（特定の政治思想を支持または反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する教育）または宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行い、ポイントによりその対価の支払いを受けたとき
- ④ハロカル参画パートナーの代表者もしくはその従業員等、その他ハロカル参画パートナーの関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、運営事務局が登録の取消しが相当と判断したとき
- ⑤監督官庁から営業の停止または取消しの処分を受けたとき
- ⑥教室情報の変更申請等の必要な手続きを怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該手続きを行わないとき
- ⑦「4. 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、ハロカル参画パートナーの地位を第三者に譲渡したとき
- ⑧利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、運営事務局がハロカル参画パートナーとして不適当と認めたとき
- ⑨ハロカル参画パートナーが登録された所在地に実在しないとき、または登録された連絡先に運営事務局から連絡ができないとき
- ⑩ハロカル参画パートナーが行うポイント利用にかかる手続きに疑義があり、運営事務局がハロカル参画パートナーとして不適当

と認めたとき

- ⑪ハロカル参画パートナーが利用者の換金行為に加担するなど、不適切な利用を行っているときと運営事務局が判断したとき
- ⑫ハロカル参画パートナーの故意、過失の有無にかかわらず、「5. 個人情報の保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたと運営事務局が判断したとき
- ⑬ハロカル参画パートナーが提供した体験活動において事故等が発生し、利用者または第三者に重大な損害を与えたとき
- ⑭暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者がハロカル参画パートナーの中に存在すると判明したとき
- ⑮ハロカル参画パートナー（ハロカル参画パートナーの代表者その他ハロカル参画パートナーの経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて運営事務局の信用を毀損し、または業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき
- ⑯その他、本規約に違反したとき

(2) 登録取消後の処理

ハロカル参画パートナーは、登録取消後、ただちにハロカル参画パートナーの負担においてハロカル参画パートナーであることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、登録取消後に利用者よりポイント利用の申し出があった場合には、これを拒絶するとともに、当該利用者に対してハロカル参画パートナーとしての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

2. ポイントの無効及び利用者の資格喪失

運営事務局は、ポイントの改ざん（ポイント利用管理システムの改ざん）やポイントの適正な利用を妨げる事象が発生した場合、特定のポイントを無効にすることができるものとします。また、利用者が利用者の要件を満たさなくなった場合、運営事務局は利用者としての資格を喪失させることができるものとします。

3. 支払いの取消・留保

(1) 支払いの取消

運営事務局は、ハロカル参画パートナーが次のいずれかに該当するときは、ハロカル参画パートナーに対し、ポイント利用にかかる支払いを行わないものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、ハロカル参画パートナーは、運営事務局の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- ① 「5. 個人情報の保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき
- ② 「1. 登録の取消」のいずれかに該当する疑いがあるとき
- ③ ハロカル参画パートナーにおいてポイント不正取扱があったとき、または不正取扱をした疑いがあるとき
- ④ ハロカル参画パートナーが行ったポイント利用にかかる手続きが正当なものでないとき
- ⑤ 「2. ポイントの無効及び利用者の資格喪失」に反して、利用者へ体験活動を提供し、ポイントによりその対価の支払いを受けたとき
- ⑥ ハロカル参画パートナーの事情により、利用者に対する体験活動の提供が困難になったとき
- ⑦ 「1. 登録の取消」によりハロカル参画パートナーの登録を取り消した日以降に、利用者へ体験活動を提供し、ポイントによりその対価の支払いを受けたとき
- ⑧ その他、利用者への体験活動の提供が本規約のいずれかに違反して行われていることが判明したとき

(2) 支払いの留保

運営事務局は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、運営事務局が支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保することができるものとします。

- ① ハロカル参画パートナーが行ったポイント利用にかかる手続きに疑義があると運営事務局が判断したとき
- ② ハロカル参画パートナーが「1. 登録の取消」に掲げる事由に該当したとき、または該当するおそれがあると運営事務局が認めたとき
- ③ ハロカル参画パートナーが行った利用者への体験活動の提供について、「3 (1) 支払いの取消」のいずれかに該当するかまたはそのおそれがあると運営事務局が認めたとき

※支払い留保後に当該留保事由が解消し、運営事務局が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、運営事務局はハロカル参画パートナーに対し、当該金員を支払うものとします。なお、この場合、運営事務局はハロカル参画パートナーに対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払い義務を負わないものとします。

4. 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

ハロカル参画パートナーは、ハロカル参画パートナーとしての地位を第三者に譲渡したり、ハロカル参画パートナーの運営事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたりすることはできません。

5. 個人情報の保護等

ハロカル参画パートナーは、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

(1) ハロカル参画パートナーは、利用者へのサービス提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、運営事務局の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはなりません。

(2) 個人情報を利用者へサービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかにハロカル参画パートナーの責任において当該個人情報を破棄または消去しなければなりません。

(3) ハロカル参画パートナーは、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければなりません。

(4) ハロカル参画パートナーは、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏洩する事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を運営事務局に報告しなければなりません。

(5) 運営事務局は、ハロカル参画パートナーに前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、ハロカル参画パートナーに対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、ハロカル参画パートナーはこれに応じなければなりません。

(6) ハロカル参画パートナーは、(4) の事故が発生した場合、そ

の原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を運営事務局に報告しなければなりません。

(7) (6) の調査及び再発防止策は、ハロカル参画パートナーの負担にて行うものとします。

(8) ハロカル参画パートナーの責に帰すべき事由により、(4) の事故が生じた結果、利用者、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、ハロカル参画パートナーは当該損害につき賠償する義務を負います。

(9) (1) から (8) にかかわらず、ハロカル参画パートナーは、個人情報の重要性に鑑み個人情報に関する各種法令の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければなりません。

(10) ハロカル参画パートナーは、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければなりません。

(11) ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

6. 利用者の紛議等の解決

(1) ハロカル参画パートナーは、活動内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、ハロカル参画パートナーの責任において、解決にあたらなければなりません。

(2) ハロカル参画パートナーは、体験活動の提供において、事故等が発生し、利用者または第三者に損害を与えた場合、ハロカル参画パートナーの責任において解決するものとします。

(3) (1) 及び (2) の場合、運営事務局は一切の責任を負わないものとします。

7. 損害賠償責任

ハロカル参画パートナーが本規約に違反した結果、利用者、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、ハロカル参画パートナーは当該損害につき賠償する義務を負うものとします。